

2. 障害者手帳

(1) 身体障害者手帳

■内容

手帳には、障がいの程度で1級から6級の区分があり、手帳の交付を受けると障がい者制度を利用しやすくなります。

■対象者

視覚・聴覚・平衡機能、音声・言語・そしゃく機能、肢体（上肢・下肢・体幹・脳原性運動機能）、心臓機能、じん臓機能、呼吸器機能、ぼうこう・直腸機能、小腸機能、肝臓機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に障がいのある方

※詳しくは、身体障害者障害程度等級表（6～10 ページ）をご覧ください。

■新規交付の手続き

①必要な用紙の受け取り	南丹市社会福祉課または各支所で申請に必要な用紙（申請書・診断書）を受け取ってください。
②診断書の作成	指定医師の診断を受け、診断書の作成を依頼してください。
③申請書の提出	市社会福祉課または各支所に申請書を提出してください。 《必要なもの》 ◎申請書 ◎診断書（概ね3カ月以内のもの） ◎顔写真（たて4cm×よこ3cm・脱帽・概ね1年以内のもの） ◎個人番号カード、または通知カードと顔写真付き身分証明書（例、障害者手帳）など
④手帳の交付	京都府での審査後、市からその結果を連絡しますので、手帳が交付される場合は、市社会福祉課または各支所で手帳を受け取ってください。

※申請から手帳が交付されるまで、通常2カ月以上かかります。

※障がいの状況や住所・氏名に変更があったり、手帳を紛失・破損されたとき、または、本人が死亡されたときは、必ず担当窓口に届出をしてください。

※京都府から更新手続きの案内があれば、お早めに手続きをしてください。

■担当窓口

南丹市社会福祉課 電話：0771-68-0007／FAX：0771-68-1166

■**身体障害者障害程度等級表**（太線より上は第1種を、下は第2種を表します）

級	視覚	聴覚・平衡機能		音声・言語・ そしゃく機能
		聴覚	平衡機能	
1	視力の良い方の眼の視力が0.01以下のもの			
2	1. 視力の良い方の眼の視力が0.02以上0.03以下のもの 2. 視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3. 周辺視野角度(I/4視標による)の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度(I/2視標による)が28度以下のもの 4. 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの	両耳の聴力レベルがそれぞれ100dB以上のもの(両耳全ろう)		
3	1. 視力の良い方の眼の視力が0.04以上0.07以下のもの(2級の2に該当するものを除く) 2. 視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3. 周辺視野角度(I/4視標による)の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度(I/2視標による)が56度以下のもの 4. 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの	両耳の聴力レベルが90dB以上のもの(耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの)	平衡機能の極めて著しい障害	音声機能、言語機能またそしゃく機能の喪失

4	1. 視力の良い方の眼の視力が0.08以上 0.1以下のもの（3級の2に該当するものを除く） 2. 周辺視野角度（I/4視標による）の総和が左右眼それぞれ80度以下のもの 3. 両眼開放視認点数が70点以上のもの	1. 両耳の聴力レベルが80dB以上のもの（耳介に接しなければ話声語を理解し得ないもの） 2. 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50%以下のもの		音声機能、言語機能 又はそしゃく機能の 著しい障害
5	1. 視力の良い方の眼の視力が0.2かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの 2. 両眼による視野（I/4視標による）の1/2以上が欠けているもの 3. 両眼中心視野角度（I/2視標による）が56度以下のもの 4. 両眼開放視認点数が70点を超えかつ100点数以下のもの 5. 両眼中心視野視認点数が40点以下のもの		平衡機能の著しい障害	
6	視力の良い方の眼の視力が0.3以上0.6以下かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの	1. 両耳の聴力レベルが70dB以上のもの（40cm以上の距離で発声された会話語を理解し得ないもの） 2. 一側耳の聴力レベルが90dB以上、他側耳の聴力レベルが50dB以上のもの		
7				

き 級	ないぶ きのう 内部機能			
	しんぞう きのう 心臓機能	じん臓機能	こきゅう きのう 呼吸器機能	ぼうこう・直腸機能
1	しんぞう きのう しょうがい 心臓の機能の障害に より自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	じん臓の機能の障害に より自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	こきゅう きのう しょうがい 呼吸器の機能の障害に より自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの
2				
3	しんぞう きのう しょうがい 心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	こきゅう きのう しょうがい 呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの
4	しんぞう きのう しょうがい 心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	こきゅう きのう しょうがい 呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
5				
6				
7				

き 級	ないぶ きのう 内部機能		
	しょうちょう きのう 小腸機能	ヒト免疫不全ウイルス による免疫機能	かんぞう きのう 肝臓機能
1	しょうちょう きのう しょうがい 小腸の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活がほとんど不可能なもの	かんぞう きのう しょうがい 肝臓の機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの
2		ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が極度に制限されるもの	かんぞう きのう しょうがい 肝臓の機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの
3	しょうちょう きのう しょうがい 小腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が著しく制限されるもの(4級相当者を除く)	かんぞう きのう しょうがい 肝臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの(4級相当者を除く)
4	しょうちょう きのう しょうがい 小腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	かんぞう きのう しょうがい 肝臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
5			
6			
7			

きゆう 級	したいふじゆう 肢体不自由	
	じょうし 上肢	かし 下肢
1	りょうじょうし きのう ぜんばい 1. 両上肢の機能を全廃 りょうじょうし て かんせつ いじょう か 2. 両上肢を手関節以上で欠く	りょうかし きのう ぜんばい 1. 両下肢の機能を全廃 りょうかし だいたい いじょう か 2. 両下肢を大腿の1/2以上で欠く
2	りょうじょうし きのう いちじる しょうがい 1. 両上肢の機能の著しい障害 りょうじょうし ゆび か 2. 両上肢のすべての指を欠く いちじょうし じょうわん いじょう か 3. 一上肢を上腕の1/2以上で欠く いちじょうし きのう ぜんばい 4. 一上肢の機能を全廃	りょうかし きのう いちじる しょうがい 1. 両下肢の機能の著しい障害 りょうかし かたい いじょう か 2. 両下肢を下腿の1/2以上で欠く
3	りょうじょうし ゆび か 1. 両上肢のおや指とひとさし指を欠く りょうじょうし ゆび きのう ぜんばい 2. 両上肢のおや指とひとさし指の機能を全廃 いちじょうし きのう いちじる しょうがい 3. 一上肢の機能の著しい障害 いちじょうし ゆび か 4. 一上肢のすべての指を欠く いちじょうし ゆび きのう ぜんばい 5. 一上肢のすべての指の機能を全廃	りょうかし かんせつ いじょう か 1. 両下肢をショーパー関節以上で欠く いちかし だいたい いじょう か 2. 一下肢を大腿の1/2以上で欠く いちかし きのう ぜんばい 3. 一下肢の機能を全廃
4	りょうじょうし ゆび か 1. 両上肢のおや指を欠く りょうじょうし ゆび きのう ぜんばい 2. 両上肢のおや指の機能を全廃 いちじょうし かたかんせつ ひじかんせつまた て かんせつ 3. 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれ か一関節の機能を全廃 いちじょうし ゆび か 4. 一上肢のおや指とひとさし指を欠く いちじょうし ゆび きのう ぜんばい 5. 一上肢のおや指とひとさし指の機能を全廃 ゆびまた ゆび ふく いちじょうし さんし か 6. おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指を欠く ゆびまた ゆび ふく いちじょうし さんし き 7. おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機 能を全廃 ゆびまた ゆび ふく いちじょうし し し き 8. おや指又はひとさし指を含めて一上肢の四指の機 能の著しい障害	りょうかし ゆび か 1. 両下肢のすべての指を欠く りょうかし ゆび きのう ぜんばい 2. 両下肢のすべての指の機能を全廃 いちかし しょう かたい いじょう か 3. 一下肢を下腿の1/2以上で欠く いちかし きのう いちじる しょうがい 4. 一下肢の機能の著しい障害 いちかし こかんせつまた ひざかんせつ きのう ぜんばい 5. 一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃 いちかし けんそく ひ いじょうまた けんそく 6. 一下肢が健側に比して10 cm以上又は健側 の長さの1/10以上短い
5	りょうじょうし ゆび きのう いちじる しょうがい 1. 両上肢のおや指の機能の著しい障害 いちじょうし かたかんせつ ひじかんせつまた て かんせつ 2. 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれ か一関節の機能の著しい障害 いちじょうし ゆび か 3. 一上肢のおや指を欠く いちじょうし ゆび きのう ぜんばい 4. 一上肢のおや指の機能を全廃 いちじょうし ゆび きのう いちじる しょう 5. 一上肢のおや指とひとさし指の機能の著しい障 害 ゆびまた ゆび ふく いちじょうし さんし き 6. おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機 能の著しい障害	いちかし こかんせつまた ひざかんせつ きのう いちじる 1. 一下肢の股関節又は膝関節の機能の著し い障害 いちかし そくかんせつ きのう ぜんばい 2. 一下肢の足関節の機能を全廃 いちかし けんそく ひ いじょうまた けんそく 3. 一下肢が健側に比して5 cm以上又は健側 の長さの1/15以上短い
6	いちじょうし ゆび きのう いちじる しょうがい 1. 一上肢のおや指の機能の著しい障害 ゆび ふく いちじょうし に し か 2. ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠く ゆび ふく いちじょうし に し きのう ぜんばい 3. ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃	いちかし かんせつ いじょう か 1. 一下肢をリスフラン関節以上で欠く いちかし そくかんせつ きのう いちじる しょうがい 2. 一下肢の足関節の機能の著しい障害
7	いちじょうし きのう けいど しょうがい 1. 一上肢の機能の軽度の障害 いちじょうし かたかんせつ ひじかんせつまた て かんせつ 2. 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれ か一関節の機能の軽度の障害 いちじょうし て ゆび きのう けいど しょうがい 3. 一上肢の手指の機能の軽度の障害 ゆび ふく いちじょうし に し きのう いちじる 4. ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の著し い障害 いちじょうし ゆび およこ ゆび か 5. 一上肢のなか指、くすり指及び小指を欠く いちじょうし ゆび およこ ゆび きのう ぜんばい 6. 一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃	りょうかし ゆび きのう いちじる しょう 1. 両下肢のすべての指の機能の著しい障 害 いちかし きのう けいど しょうがい 2. 一下肢の機能の軽度の障害 いちかし こかんせつ ひざかんせつまた そくかんせつ 3. 一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、 いずれか一関節の機能の軽度の障害 いちかし ゆび か 4. 一下肢のすべての指を欠く いちかし ゆび きのう ぜんばい 5. 一下肢のすべての指の機能を全廃 いちかし けんそく ひ いじょうまた けんそく 6. 一下肢が健側に比して3 cm以上又は健側 の長さの1/20以上短い

きゆう 級	したいふ じゆう 肢体不自由		
	たいかん 体幹	にゆうよう じ き い ぜん ひ しんこうせい 乳幼児以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	
		じようし きのう 上肢機能	いどうきのう 移動機能
1	たいかん きのうしょうがい すわ 体幹の機能障害により坐 っていることができないもの	ふ ずい い うんどう しつちようとう じよう 不随意運動・失調等により上 肢を使用する日常生活動作が ほとんど不可能なもの	ふ ずい い うんどう しつちようとう ほ 不随意運動・失調等により歩 行が不可能なもの
2	1. たいかん きのうしょうがい ざ い 体幹の機能障害により坐位 又は起立位を保つことが困 難なもの 2. たいかん きのうしょうがい た 体幹の機能障害により立ち あ 上がるのが困難なもの	ふ ずい い うんどう しつちようとう じよう 不随意運動・失調等により上 肢を使用する日常生活動作が きよく ど せいげん 極度に制限されるもの	ふ ずい い うんどう しつちようとう ほ 不随意運動・失調等により歩 行がきよく ど せいげん 極度に制限されるもの
3	たいかん きのうしょうがい ほ こう 体幹の機能障害により歩行が こなん 困難なもの	ふ ずい い うんどう しつちようとう じよう 不随意運動・失調等により上 肢を使用する日常生活動作が いちじる せいげん 著しく制限されるもの	ふ ずい い うんどう しつちようとう ほ 不随意運動・失調等により歩 行がこ かにない せいげん 家庭内での日常生活活動に制限されるもの
4		ふ ずい い うんどう しつちようとう じよう 不随意運動・失調等による上 肢の機能障害により社会での にちじようせいかつかつどう いちじる せいげん 日常生活活動が著しく制限 されるもの	ふ ずい い うんどう しつちようとう しゃ 不随意運動・失調等により社 会でのにちじようせいかつかつどう いちじる 日常生活活動が著しく せいげん 制限されるもの
5	たいかん きのう いちじる しょうがい 体幹の機能の著しい障害	ふ ずい い うんどう しつちようとう じよう 不随意運動・失調等による上 肢の機能障害により社会での にちじようせいかつかつどう ししろう 日常生活活動に支障のある もの	ふ ずい い うんどう しつちようとう しゃ 不随意運動・失調等により社 会でのにちじようせいかつかつどう ししろう 日常生活活動に支障 のあるもの
6		ふ ずい い うんどう しつちようとう じよう 不随意運動・失調等により上 肢の機能の劣るもの	ふ ずい い うんどう しつちようとう い 不随意運動・失調等により移 動機能の劣るもの
7		じようし ふ ずい い うんどう しつちようとう 上肢に不随意運動・失調等を ゆう 有するもの	か し ふ ずい い うんどう しつちようとう 下肢に不随意運動・失調等を ゆう 有するもの

1. 同一の等級について2つの重複する障害がある場合は、1級上の級とする。ただし、2つの重複する障害が特に本表中に指定されているものは、該当等級とする。
2. 肢体不自由においては、7級に該当する障害が2つ以上重複する場合は、6級とする。
3. 異なる等級について2つ以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して当該等級より上の級とすることができる。
4. 「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第一指骨間関節以上を欠くものをいう。
5. 「指の機能障害」とは、中手指節関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害をも含むものとする。
6. 上肢又は下肢欠損の断端の長さは、実用長（上腕においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの）をもって計測したものをいう。
7. 下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。

(2) 療育手帳

■ 内容

手帳には、障がいの程度でA・Bの区分があり、手帳の交付を受けると障がい者制度を利用しやすくなります。

■ 対象者

知的機能の障がいが発達期（おおむね18歳まで）にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、特別の支援を必要とする方

※発達障がいのある方も対象になる場合があります。

■ 新規交付の手続き

① 申請書の提出	南丹市社会福祉課または各支所に申請書を提出してください。 《必要なもの》 ◎ 申請書 ◎ 調査票（生育歴などの記入が必要） ◎ 顔写真（たて4 cm×よこ3 cm・脱帽・概ね1年以内のもの）
② 障がいの程度の判定	京都府家庭支援総合センターから連絡がありますので、同センターまたは児童相談所で障がいの程度の判定を受けてください。
③ 手帳の交付	市から連絡しますので、手帳が交付される場合は、市社会福祉課または各支所で手帳を受け取ってください。

※障がいの程度の判定から手帳が交付されるまで、通常2カ月以上かかります。

※住所・氏名に変更があったり、手帳を紛失・破損されたとき、または、本人が死亡されたときは、必ず担当窓口に出頭をしてください。

※京都府から更新手続きの案内があれば、お早めに手続きをしてください。

■ 担当窓口

南丹市社会福祉課 電話：0771-68-0007／FAX：0771-68-1166

(3) 精神障害者保健福祉手帳

■内容

手帳には、障がいの程度で1級から3級の区分があり、手帳の交付を受けると、障がい者制度を利用しやすくなります。

■対象者

精神障がいのため、長期にわたり日常生活・社会生活への制約がある方
※発達障がいのある方や認知症の方も対象になる場合があります。

■新規交付の手続き

※下記③でBの提出が可能な方は、①②の手続きは不要です。

①必要な用紙の 受け取り	南丹市社会福祉課または各支所で申請に必要な用紙（申請書・診断書）を受け取ってください。
②診断書の作成	医師の診断を受け、診断書の作成を依頼してください。
③申請書の提出	南丹市社会福祉課または各支所に申請書を提出してください。 《必要なもの》 ◎申請書 ◎下記A・Bのいずれか A. 診断書（初診日から6カ月以上経過したもの） B. 精神障がいを理由とする年金証書の写し 直近の年金支払通知書の写し 年金事務所（共済組合）照会用の同意書 ◎顔写真（たて4cm×よこ3cm・脱帽・概ね1年以内のもの） ※顔写真の提出は任意 ◎個人番号カード、または通知カードと顔写真付き身分証明書（例：障害者手帳）など
④手帳の交付	京都府での審査後、市からその結果を連絡しますので、手帳が交付される場合は、南丹市社会福祉課または各支所で手帳を受け取ってください。

※申請から手帳が交付されるまで、通常2カ月以上かかります。

※住所・氏名に変更があったり、手帳を紛失・破損されたとき、または、本人が死亡されたときは、必ず担当窓口に届出をしてください。

※手帳に記載されている有効期限の3カ月前から更新手続きができますので、お早めに手続きをしてください。（京都府からの更新手続きの案内はありません。）

■担当窓口

南丹市社会福祉課 電話：0771-68-0007／FAX：0771-68-1166